

議案第 47 号

空知教育センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。

記

空知教育センター組合規約の一部を改正する規約

空知教育センター組合規約（昭和 43 年 4 月 26 日地方第 691 号指令）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「滝川市緑町 3 丁目 6 番 21 号」を「滝川市文京町 4 丁目 1 番 1 号」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における第 4 条第 1 号の事務に関する経費の負担金の分賦の割合については、第 15 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 滝川市の分賦の割合 第 4 条第 1 号の事務に関する経費から、空知教育センター組合規約の一部を改正する規約（平成 24 年 月 日施行）による改正前の空知教育センター組合規約第 5 条の規定による事務所に係る施設の解体に要する経費（当該施設の所有権の移転後において当該移転の相手方が負担することとなる当該解体に要する経費として組合と当該相手方が協議して定める額をいう。以下「施設解体経費」という。）を控除した額について 2 分の 1

(2) 滝川市以外の組合市町の花賦の割合 第 4 条第 1 号の事務に関する経費に施設解体経費を加えた額の 2 分の 1 について、平均割 30%、人口割 35% 及び教職員数割 35%

附 則

この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例（平成 24 年空知教育センター組合条例第 1 号）の施行の日から施行する。